

令和 5 年度名古屋市各会計関係議案

目次

令和5年第17号議案	名古屋市職員退職手当基金条例の制定について……………	1頁
令和5年第18号議案	学生タウシなごや推進基金条例の制定について……………	5頁
令和5年第19号議案	名古屋市職員定数条例の一部改正について……………	9頁
令和5年第20号議案	名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について……………	11頁
令和5年第21号議案	包括外部監査契約の締結について……………	33頁
令和5年第22号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について…	35頁
令和5年第23号議案	指定管理者の指定について……………	37頁
令和5年第24号議案	福祉事務所設置条例の一部改正について……………	39頁
令和5年第25号議案	名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	41頁
令和5年第26号議案	名古屋市立学校設置条例等の一部改正について……………	43頁
令和5年第27号議案	指定管理者の指定について……………	47頁
令和5年第28号議案	名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について…………	49頁
令和5年第29号議案	名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市区画等分区画等における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	51頁
令和5年第30号議案	名古屋市営住宅条例の一部改正について……………	97頁
令和5年第31号議案	名古屋市定住促進住宅条例の一部改正について……………	109頁
令和5年第32号議案	名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更について…………	119頁
令和5年第33号議案	名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について…………	121頁

211冊

34号

35号

65号

名古屋市職員退職手当基金条例の制定について

名古屋市職員退職手当基金条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市職員退職手当基金条例

(設置の目的)

第 1 条 職員の退職手当の財源に充てるため、名古屋市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻
の方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市長職員の退職手当基金を設置する必要があるに
よる。

(参考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合には、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 } (略)
6 }

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

学生タウナゴや推進基金条例の制定について

学生タウナゴや推進基金条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

学生タウナゴや推進基金条例

(設置の目的)

第 1 条 学生から選ばれるまちづくりの推進 (以下「学生タウナゴやの推進」という。)を図る資金に充てるため、学生タウナゴや推進基金 (以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金には、学生タウナゴやの推進のための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、学生タウンなどや推進基金を設置する必要があるに
よる。

(参考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合には、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 }
6 (略)

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

名古屋市職員定数条例の一部改正について

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和 49 年名古屋市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「11,758 人」を「11,646 人」に改め、同条第 3 号中「2,198 人」を「2,177 人」に改め、同条第 5 号中「2,432 人」を「2,403 人」に改め、同条第 6 号中「12,962 人」を「13,069 人」に、「10,900 人」を「11,046 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、令和 5 年度における職員の定数を定める必要がある
による。

(参考)

新 旧 対 照
改正案(現行)

名古屋市職員定数条例(抜粋)

第1条 本市職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(2) 市長の事務部局の職員
 $\frac{11,646人}{11,758人}$

(3) 上下水道局の職員
 $\frac{2,177人}{2,198人}$

(4) (略)

(5) 消防職員
 $\frac{2,403人}{2,432人}$

(6) 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教

育機関の職員
 $\frac{13,069人}{12,962人}$ (うち校長、園長及び教員 $\frac{11,046人}{10,900人}$)

(7) }
5 }
(10) (略)

令和5年2月17日提出

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市長非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市長非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 名古屋市長非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市長条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2 (附属機関の委員等)

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	防災会議委員及び専門委員	月額 12,600円	8級	防災危機管理
2	国民保護協議会委員	月額 12,600円	8級	理局
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	月額 15,300円 月額 13,500円	8級 8級	総務局
4	情報保護アドバイザー	月額 12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	月額 12,600円	8級	
6	行政不服審査会 会長 委員	月額 15,300円 月額 13,500円	8級 8級	
7	公文書等専門委員	月額 12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	月額 15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	月額 12,600円	8級	
10	職員分限審査アドバイザー	月額 12,600円	8級	
11	職員倫理審査会 会長 委員	月額 13,500円 月額 12,600円	8級 8級	
12	職員傷病審議会委員	月額 19,800円	8級	
13	公務災害補償等審査会 会長 委員	月額 15,300円 月額 13,500円	8級 8級	
14	公立大学法人評価委員会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級	
15	入札監視等委員会委員	月額 12,600円	8級	財政局
16	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	月額 13,500円 月額 12,600円	8級 8級	スポーツ市民局
17	町名、町界審議会委員、特別委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級	
18	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	月額 13,500円 月額 12,600円	8級 8級	
19	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	月額 15,300円 月額 13,500円	8級 8級	
20	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員及び専門委員	月額 15,300円 月額 13,500円	8級 8級	
21	消費生活審議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級	
22	男女平等参画苦情処理委員	月額 12,600円	8級	
23	男女平等参画審議会			

	会長	月額 13,500円	8級
24	スポーツ推進委員	月額 12,600円	8級
25	スポーツ推進審議会委員	月額 12,600円	8級
26	障害者スポーツセンター運営審議会委員	月額 12,600円	8級
27	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級
28	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級
29	議会議長 伝統的建造物群保存地区保存審議会委員及び臨時委員	月額 13,500円 月額 12,600円	8級 8級
30	環境審議会委員及び専門委員	月額 12,600円	8級
31	地域環境審議会委員	月額 11,700円	7級
32	環境影響評価審査会委員及び特別委員	月額 12,600円	8級
33	公害健康被害認定審査会委員	月額 19,800円	8級
34	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級
35	社会福祉審議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級
36	災害弔慰金等支給審査会委員	月額 12,600円	8級
37	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級
38	民生委員推薦会委員	月額 12,600円	8級
39	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	月額 12,600円	8級
40	介護認定審査会委員	月額 16,200円	8級
41	福祉有償運送運営協議会委員	月額 12,600円	8級
42	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級
43	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級
44	精神医療審査会委員	月額 19,800円	8級
45	精神保健指定医	月額 19,800円	8級
46	透視療法審査委員会委員	月額 10,000円	8級
47	障害者差別解消調整委員会委員	月額 12,600円	8級
48	障害支援区分認定等審査会委員	月額 16,200円	8級
49	国民健康保険運営協議会委員	月額 12,600円	8級
50	保健所運営協議会委員	月額 12,600円	8級
51	感染症予防協議会委員及び臨時委員	月額 12,600円	8級

健康福祉局

環境局

観光文化交流局

経済局

別表第3 (その他の非常勤の特別職の職員)

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての職員に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とす る。ただ し、区政協 力委員を兼 務する者に あつては、 その級に準 ずる。	
3	市政資料館館長	日額 29,760円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
11	客員起業家	日額 50,000円	8級	経済局
12	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
13	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	
14	名古屋城建造物専門員	日額 21,400円	7級	
15	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	環境局
16	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	
17	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が別に定め、対象数に乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については、日額とし、		健康福祉局

		8,000円を上限として任命権者が定める額とする。	
18	厚生統計調査指導員	月額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。	
19	福祉施設嘱託医師	月額 21,400円	
20	厚生院嘱託医	月額 49,400円	
21	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級
22	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会長連絡会長及び副会長 民生委員協議会長 民生委員		8級 7級 5級 4級
23	認知症施策推進参与	月額 15,630円	8級
24	知的障害者更生相談所嘱託医	月額 49,400円	
25	身体障害者更生相談所判定医師	月額 49,400円	
26	特別児童扶養手当認定嘱託医	月額 21,400円	
27	保護課嘱託医	月額 117,000円	
28	国民健康保険移送費審査嘱託医	月額 21,400円	
29	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級
30	保健所嘱託医	月額 21,400円	7級
31	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	月額 21,400円 月額 6,400円 月額 6,400円	
32	配偶者暴力防止参与	月額 15,630円	8級
33	児童虐待対策参与	月額 15,630円	8級
34	児童相談所参与	月額 15,630円	8級
35	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	月額 21,400円 月額 49,400円	
36	保育所嘱託医 産後休暇明け園等一般園	月額 402,500円 1回 8,300円	
37	統合保育スーパーバイザー		

子ども青少年局

56	学校薬剤師	年額とし、205,400円に4,640円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
57	子ども適応相談センター参事	日額 15,630円	8級	
58	子ども適応相談センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	
59	子ども適応相談センターセラピスト	1回 18,500円	7級	
60	博物館長	日額 29,760円	9級	
61	博物館参事	日額 15,630円	8級	
62	美術館長	日額 29,760円	9級	
63	美術館参事	日額 15,630円	8級	
64	科学館長	日額 29,760円	9級	
65	教育センター嘱託弁護士	1回 25,900円	7級	
66	教育センター嘱託医師	1回 21,400円	7級	
67	教育センター特別教育相談員	1回 21,400円	7級	
68	教育センター嘱託心理士	1回 18,500円	7級	
69	教育センター嘱託社会福祉士	1回 18,500円	7級	
70	消防局産業医	1回 21,400円	7級	消防局
71	消防局衛生管理医師	1回 21,400円	7級	消防局
72	消防団員(基本消防団)			
	市消防団連合会長	年額とし、41,700円に8,000円を上乗せして市長が定めた額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	8級	
	区消防団連合会長(市消防団連合会長である者を除く。)	年額とし、41,700円に8,000円を上乗せして市長が定めた額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	消防団長(市消防団連合会長又は区消防団連合会長である者を除く。)	年額とし、41,700円に8,000円を上乗せして市長が定めた額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	5級	
	副団長	年額とし、38,400円に8,000円を上乗せして市長が定めた額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	4級	

備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

2 1の項災害対策委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,509円を支給する。

3 10の項区政協力委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額3,501円、区政協力委員にあっては月額2,509円を支給する。

4 22の項民生委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市民生委員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあっては月額3,501円、民生委員にあっては月額2,509円を支給する。

5 29の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあっては月額3,501円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあっては月額2,509円を支給する。

73	消防団員(機能別消防団) 名古屋市消防団の業務に従事する者 名古屋市消防団の業務に従事する者 名古屋市消防団の業務に従事する者	1回 5,000円 1回 1,000円 消防団員(基本消防団)として市長が定める額の級に準ずる。 4級	4級 4級 4級	
----	---	---	-------------------------------	--

る。⁶ 44の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,509円を支給する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市長令第5号)の一部を次のように改正する。

第12条の3 第1項第4号中「生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第3号に規定する医療保護施設(以下「医療保護施設」という。)」を「食品衛生検査所」に改める。

第12条の19 第1項第1号を削り、同項第2号中「特別養護老人ホーム」の次に「(以下「特別養護老人ホーム」という。)」を加え、「施設における入院患者若しくは」及び「解剖前の死体若しくは解剖後の死体」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「同項第1号に掲げる業務に従事した場合には日額410円、同項第2号又は第3号に掲げる業務に従事した場合には」を削る。

第12条の25 第1項中「医療保護施設の病棟に勤務する看護師その他」を「特別養護老人ホームに勤務する看護師のうち」に改める。

第12条の28 第1項第1号ア中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同号ウ中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「医療保護等」を削る。

第18条 第1項中「入院患者」を「入所者」に改める。

別表第2 備考第1項ただし書中「消防長」を「消防局長」に改める。

別表第5 2 医療職給料表(2) 備考第1項及び別表第5 3 医療職給料表(3) 備考第1項中「医療保護施設等に勤務する」を削る。

別表第7 6 医療職給料表(1) 級別基準職務表2級の項中「厚生院附属病院の部長若しくは副部長」を「厚生院の部長」に改め、同表3級の項中「若しくは副所長又は厚生院附属病院の長若しくは副病院長」を「又は副所長」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市長令第48号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 任命権者は、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職

員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間での期間につき第1項（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第2項）に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中名古屋市長非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第3の改正規定（3の項、60の項、62の項及び64の項に係る部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の名古屋市長非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第3の3の項、60の項、62の項及び64の項の規定にかかわらず、市長が定める者に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

（名古屋市長非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 名古屋市長非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市長条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「施行日から令和5年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）における」を削り、「については、」の次に「当分の間、」を加え、「100分の190」を「100分の200」に、「1月当たりの加算額」を「1月当たり加算額」に、「1月当たり加算額」に、「1月当たり加算額と基礎額に100分の200を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から1月当たりの加算額」を「基礎額に100分の190を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「特定1月

必要があるによる。

この案を提出したのは、非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行う

(理 由)

5 前項の規定による改正後の職員退職手当条例第2条第2項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)を加える。

第2条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(名古屋市の休日を定め
る条例(平成3年名古屋市長令第36号)第2条第1項各号に掲げる日の日数
は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日
と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)を加える。」を加える。
正する。

4 職員退職手当条例(昭和31年名古屋市長令第20号)の一部を次のように改
(職員退職手当条例の一部改正)

改める。

附則第8項中「特定期間」を「施行日から令和5年3月31日までの間」に
額」に改める。

月当たり加算額」という。)と1月当たり加算額から特定1月当たり加算
に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「特定1
額」を「基礎額に100分の190を乗じて得た額を12で除して得た額(その額
満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から1月当たりの加算
基礎額に100分の200を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未
りの加算額」を「1月当たり加算額」に、「1月当たりの加算額と基
分の間、」を加え、「100分の190」を「100分の200」に、「1月当た
附則第7項中「特定期間における」を削り、「については、」の次に「当
改める。

附則第4項中「特定期間」を「施行日から令和5年3月31日までの間」に
に改める。

当たり加算額」という。)と1月当たり加算額から特定1月当たり加算額」

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

I 職員の給与に関する条例 (抜粋)

第12条の3 感染症予防作業手当は、職員が次の各号のいずれかに定める内容の業務に従事したときに支給する。

- (1) }
(2) } (略)
(3)

(4) 食品衛生検査所 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第38条第1項第3号に規定する

療保護施設 (以下「医療保護施設」という。) その他市長が定める場所に

おける病原菌、ワクチン若しくは寄生虫の調査又は研究業務

- (5) }
(6) } (略)

2 (略)

第12条の19 死体処理手当は、職員が次の各号のいずれかに定める内容の業務に従事したときに支給する。

(1) 医療保護施設その他市長が定める施設における人の死体の解剖の補助業

務又は解剖室の清掃業務

(1) 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養老

人ホーム (以下「特別養護老人ホーム」という。) その他市長が定める施

設における入院患者若しくは施設に入所していた者の死体、解剖前の死体

若しくは解剖後の死体の処理又は搬送業務

(2) (略)

2 前項の特殊勤務手当の額は、同項第1号に掲げる業務に従事した場合にあ

つては日額410円、同項第2号又は第3号に掲げる業務に従事した場合にあ
つては1体につき330円とする。

第12条の25 夜間業務手当は、職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全
部として午後10時から翌日の午前5時までの間に特別養護老人ホーム
医療保護施設の病棟に勤務する看護師のうち市長が定める者の業務、消防吏員の業務又は市長が
定める公署等に勤務する職員のポンプの運転若しくは機関操作業務（市長が
定める業務に限る。）に従事したときに支給する。

2 (略)

第12条の28 福祉業務手当は、職員が次の各号のいずれかに定める内容の業務
に従事したときに支給する。
(1) 次のアからケまでのいずれかに掲げる業務を本務として行う職員の当該
業務

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福
祉施設（以下「児童福祉施設」という。）のうち市長が定める施設にお
ける児童の指導又は養護等の業務

イ (略)

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施
設のうち市長が定める施設における要保護者の生活扶助、医療保護等の
業務

エ
イ
ウ
(略)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき6,200円（ $\frac{1}{2}$ ）

所患者の病状の急変に対処するための医師の宿日直勤務にあっては26,500

円、市長が定めるその他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては6,400円）を超えない範囲内において市長が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)
別表第2 消防職給料表

(略)

備考 1 この表は、消防吏員に適用する。ただし、消防局長、部長その他

市長が指定する職員を除く。

2 }
3 (略)
4 }

別表第5 医療職給料表

1 (略)

2 医療職給料表 (2)

(略)

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療

放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。

2 }
3 (略)

3 医療職給料表 (3)

(略)

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、

准看護師その他の職員で市長が指定するものに適用する。

2 } (略)
3 }

別表第 7 級別基準職務表

1 } (略)
5 }

6 医療職給料表 (1) 級別基準職務表

職務の級		基準となる職務
(略)		
2 級	厚生院 厚生院附属病院 の部長若しくは副部長、保健福祉セン ターの長、課長若しくは主幹又は係長若しくは主査の職 務	
3 級	衛生研究所の長又は 副所長又は厚生院附属病院の 長若しくは副病院長の職務	
(略)		

7 } (略)
8 }

2 職員の勤務時間及び休暇に関する条例 (抜すい)

(勤務時間)

第 2 条 (略)

2 }
3 } (略)

4 任命権者は、始業及び終業の時刻について職員の仕事の申告を考慮して当該職員

の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前

項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告

を経て、1月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間ごとの期間に

つき第1項(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第2項)に規定する

勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

3 名古屋市長非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例(平成31年名古屋市長条例第5号)抜すい

附 則

(経過措置)

3 施行日から令和5年3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にお

ける
地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の

2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用短時間勤務職員」とい

う。)(第2条の規定による改正後の名古屋市長非常勤の職員の報酬、費用弁

償及び期末手当に関する条例(以下「改正後非常勤条例」という。)別表第

4 5の項に掲げる者その他任命権者が定める者を除く。)の報酬(改正後

非常勤条例第2条に規定する報酬に限る。)の額については、当分の間、改

正後非常勤条例第2条及び別表第4並びに次項の規定にかかわらず、これら

の規定により定められる額に、報酬(改正後非常勤条例第2条に規定する報

酬に限る。)及びこれに対する地域手当に相当する報酬(以下この項におい

て「基礎額」という。)に $\frac{100 \text{ 分の } 200}{100 \text{ 分の } 190}$ を乗じて得た額を12で除して得た額

(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下

この項において「 $\frac{1 \text{ 月当たりの加算額}}{1 \text{ 月当たりの加算額}}$ 」という。) (令和4年12月1日から

令和5年3月31日までの間にあっては、基礎額に100分の190を乗じて得た

額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額。以下この項において「特定1月当たり加算額」という。)

と1月当たり加算額

$\frac{\text{基礎額に100分の200を乗じて得た額}}{12}$ で除して得た額(その額に100

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から $\frac{\text{特定1月当たり}}{1 \text{ 月当たりの加算額}}$

加算額を減じて得た額に3を乗じて得た額との合計額)を加算した額とす

る。ただし、改正後非常勤条例第3条に規定する報酬(附則第6項の規定に

よる改正後の給与条例(以下「改正後給与条例」という。)第15条から第17

条までに規定する手当に相当する報酬を除く。)及び改正後非常勤条例第8

条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる報酬の額は、改正後非常勤条

例第2条及び別表第4並びに次項の規定により定められる額とする。

4

施行日から令和5年3月31日までの間における会計年度任用短時間勤務職

特定期間

員(施行日の前日現にこの条例による改正前の名古屋市非常勤の職員の報酬

及び費用弁償に関する条例(以下「改正前非常勤条例」という。)別表第3

の規定の適用を受ける者のうち、施行日以後引き続き同一の職務を行う者に

限る。)に対する改正後非常勤条例別表第4の規定の適用については、同表

4の項中「附則第14項第1号」とあるのは、「第6条第12項第3号」とす

る。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7

特定期間における

法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「会計年

度任用職員」という。)(改正後給与条例第6条第12項第4号又は附則第14

項第2号の規定の適用を受ける者その他任命権者が定める者を除く。)の給料(改正後給与条例第6条の2の規定による調整前の給料をいう。)の月額については、当分の間、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月

額にかかわらず、当該給料月額に、基礎額(この項の規定を適用する前の当該会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額をいう。以下同じ。)に $\frac{100分の200}{100分の190}$ (令和2年4月1日から令和3年

3月31日までの間にあっては、100分の220)を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「1月当たり加算額」という。)(令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間にあっては、基礎額に100分の190を乗じて得た額を12

で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「特定1月当たり加算額」という。)と1月当たり加算額に100分の

200を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から特定1月当たり加算額を減じて得た

額に3を乗じて得た額との合計額)を加算した額とする。ただし、改正後給与条例に規定する手当(改正後給与条例第15条から第17条までに規定する手当を除く。)及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額により定められる額とする。

8 施行日から令和5年3月31日までの間における会計年度任用職員(施行日特定期間

の前日現に改正前非常勤条例表第3の適用を受ける者のうち、施行日以後引き続き同一の職務を行う者に限る。)に対する改正後給与条例附則第14項第1号の規定の適用については、同項中「179,600円」とあるのは、「190,100円」とする。

4 職員退職手当条例（抜粋）

（退職手当の支給）

第2条（略）

2 前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要しない者であって、

職員（前項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）について定められていて勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（名古屋市の休日を含める条例）

平成3年名古屋市長令第36号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入

しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日

数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて12月を超え

るに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第6条第1項中公務上の傷病によりその職に堪えずして退職した者又は死亡した者に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

包括外部監査契約の締結について

下記要項により、包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1	契約の目的	包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
2	契約の始期	令和 5 年 4 月 1 日
3	契約の金額	10,993,400 円を上限とする額
4	費用の支払方法	監査の結果に関する報告提出後に一括払い
5	契約の相手方	住所 名古屋市名東区宝が丘 102 番地の 3 氏名 大 橋 正 明 資格 公認会計士

(理 由)

この案を提出したのは、包括外部監査契約を締結する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(参考)

契約の相手方略歴書

大橋 正 明
昭和37年12月15日生

本 籍 地 愛知県
住 所 名古屋市中東区宝が丘 102 番地の 3

略 歴

昭和61年 3 月 中央大学商学部卒業
平成 2 年10月 太田昭和監査法人 (現 E Y新日本有限責任監査法人) 入所
平成 7 年 3 月 公認会計士登録
平成20年 7 月 同監査法人社員
平成29年 4 月 平成29年度愛知県岡崎市包括外部監査人
令和 4 年 4 月 令和 4 年度名古屋市中包括外部監査人

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日 提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和 57 年名古屋市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「を	名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目 48 番 16 号
	名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目 48 番 16 号
」に	名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目 48 番 16 号
	名古屋市平和コミュニティセンター	名古屋市中区平和一丁目 14 番 22 号

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、中区にコミュニケーションセンターを設置する必要がある
による。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市男女平等参画 推進センター	名古屋市守山区小幡南一丁目 9 番 15 号 有限会社アイ・テイナー・オー 取締役 伊藤 克恵

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

福祉事務所設置条例の一部改正について

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河村 たくし

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市長令第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1,080人」を「1,086人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、福祉事務所所員の定数を定める必要があるによる。

(参考)

新	旧	対	照
			(改正案)
			(現行)

福祉事務所設置条例 (抜粋)

第4条 福祉事務所所員の定数は、 $\frac{1,086}{1,080}$ 人とする。

2 (略)

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表中

保育士又は保育士と同等以 上の知識及び経験を有する と市町村長が認める者	保育士
--	-----

保育士（特区法第12条の5 第5項に規定する事業実施 区域内にある家庭的保育事 業を行う場所にあつては、 保育士又は保育士と同等以 上の知識及び経験を有する 保育士又は当該事業実施区 域に係る国家戦略特別区域 限定保育士）又は保育士と 同等以上の知識及び経験を 有すると市町村長が認める 者	保育士（居宅訪問型保育事 業を行う場所にあつては、 保育士又は保育士と同等以 上の知識及び経験を有する と市長が認める者）
--	---

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、居宅訪問型保育事業の運営に関する基準について、規定を整備する必要があるによる。

名古屋市立学校設置条例等の一部改正について

名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(名古屋市立学校設置条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市立学校設置条例 (昭和 37 年名古屋市条例第 29 号) の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「名古屋市立野並小学校	名古屋市天白区野並一丁目 60 番地	を
名古屋市立高坂小学校	名古屋市天白区高坂町 89 番地	」に
「名古屋市立野並小学校	名古屋市天白区野並一丁目 60 番地	」に、
「名古屋市立しまだ小学校	名古屋市天白区御前場町 351 番地	」を
「名古屋市立たかしま小学校	名古屋市天白区高坂町 89 番地	」に

改める。

別表特別支援学校の表中

を	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号
	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号

改める。

別表幼稚園の表中

を	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号
	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号

改める。

第2条 名古屋市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

を	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号
	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号	名古屋市中川区小本一丁目19番38号 名古屋市中川区三本松町23番26号 名古屋市中川区中割町2丁目10番地 名古屋市中川区植田山二丁目101番地 名古屋市中川区小幡一丁目14番6号

改める。

(名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市長令第28号)の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の表の改正規定中

「名古屋市立守山養護学校」を	名古屋市立守山養護学校	」
「名古屋市立守山養護学校」を	名古屋市立守山養護学校 名古屋市立若宮高等特別支 名古屋市天白区古川町76番地	」
を	名古屋市立守山特別支援学 名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	「
」	名古屋市立守山特別支援学 名古屋市守山区小幡一丁目14番6号 校 名古屋市立若宮高等特別支 名古屋市天白区古川町76番地 援学校	「

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表小学校の表の改正規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校2校を統合する等の必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市女性会館	名古屋守山区小幡南一丁目 9 番 15 号 有限会社アイ・ティー・オー 取締役 伊藤 克 恵

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成 27 年名古屋市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

金山総合駅自転車駐車場

金山総合駅自転車駐車場
上前津駅自転車駐車場

る。

この案を提出したのは、上前津駅自転車駐車場等を設置する必要があるによ

(理 由)

指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定め
るために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の
するものを選定することができる。

2 施行日までこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の
指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐
車場条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、市
長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようと
するものを選定することができる。

(経過措置)

1 この条例は、令和6年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附 則

に改める。

」

伏見駅自転車駐車場
丸の内駅自転車駐車場

「

を

」

伏見駅自転車駐車場

「

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市区計画等の区域内に
おける建築物の制限に関する条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市区計画等の区域内における建築
物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市区計画等の区域内に
おける建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
(名古屋市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法施行条例（平成 12 年名古屋市区条例第 40 号）の一部
を次のように改正する。
第 17 条第 16 号の次に次の 1 号を加える。

(16) の 2 法第 52 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する
特例の認定の申請に対する審査
建築物の容積率の特例認定申請手数料
27,000 円
第 17 条第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(20) の 2 法第 55 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許
可の申請に対する審査
建築物の高さの特例許可申請手数料
160,000 円
第 17 条第 21 号中「第 55 条第 3 項」を「第 55 条第 4 項」に、「高さの」を「

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 10, 100円

(7) 一戸建の住宅

同号イ(7)を次のように改める。

第17条第45号の5イ(ウ)を削り、同条第45号の6ア(イ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に並び次のb又はcに定める額の手数料を加算した額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア(ウ)を削り、

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 住戸の数が300を超えるもの | 356, 500円 |
| (b) 住戸の数が200を超え300以内のもの | 313, 400円 |
| (g) 住戸の数が100を超え200以内のもの | 242, 600円 |
| (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの | 170, 300円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 112, 600円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 74, 600円 |
| (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの | 51, 900円 |
| (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの | 35, 900円 |
| (a) 住戸の数が1のもの | 19, 100円 |

エネルギー消費性能に関する評価を行う場合

a 住戸の部分（誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエ

同号イ(1) bとし、同号イ(1) bの前に次のように加える。

「部分」の次に「（誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）」を加え、同号イ(1) aを削り、同号イ(1) dとし、同号イ(1) bを同号イ(1) cとし、同号イ(1) a中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同号イ(1) 定める額の合算額」に改め、同号イ(1) dを同号イ(1) eとし、同号イ(1) の合計に並び次のb、c又はdに定める額の手数料を加算した額」を「に合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場

b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

19,200円

第17条第45号の6イ(1)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、

「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額(建

築物の全部について認定の申請をする場合(住戸の部分以外の部分がない場

合を除く。)においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積

の合計に応じ次のb、c又はdに定める額の手数料を加算した額」を「に

定める額の合算額」に改め、同号イ(1)中dをeとし、cをdとし、bをc

とし、同号イ(1) a中「部分」の次に「(誘導仕様基準以外の基準に適合す

るかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)」を

加え、同号イ(1) aを同号イ(1) bとし、同号イ(1) bの前に次のように加

える。

a 住戸の部分(誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエ

ネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) 住戸の数が1のもの

10,100円

(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの

19,000円

(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの

27,700円

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの

40,200円

(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの

61,300円

(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの

93,900円

(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの

135,200円

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの

174,200円

(i) 住戸の数が300を超えるもの

197,000円

第17条第45号の6イ(1)を削り、同条第45号の10ア(1)中「一戸建以外の

住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる

部分」に、「のaに定める額(建築物の全部について認定の申請をする場合

(住戸の部分以外の部分がない場合を除く。)においては、住戸の部分以外

の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のb又はcに定める額の手

数料を加算した額)」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア(1)を削り、

同号イ(1)を次のように改める。

(7) 一戸建の住宅

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費

性能に関する評価を行う場合

19, 100円

b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネ

ルギー消費性能に関する評価を行う場合

37, 100円

第17条第45号の10イ(1)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、

「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額(建

築物の全部について認定の申請をする場合(住戸の部分以外の部分がない場

合を除く。)においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積

の合計に同じ次のb、c又はdに定める額の手数料を加算した額)」を「に

定める額の合算額」に改め、同号イ(1)中dをeとし、cをdとし、bをc

とし、同号イ(1)a中「部分」の次に「(誘導仕様基準以外の基準に適合す

るかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)」を

加え、同号イ(1)aを同号イ(1)bとし、同号イ(1)bの前に次のように加

える。

a 住戸の部分(誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエ

ネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) 住戸の数が1のもの

19, 100円

(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの

35, 900円

(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの

51, 900円

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの

74, 600円

(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの

112, 600円

(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの

170, 300円

(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの

242, 600円

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの

313, 400円

(i) 住戸の数が300を超えるもの

356, 500円

第17条第45号の10イ(ウ)を削り、同条第45号の11ア(1)中「一戸建以外の

住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる

部分」に、「のaに定める額(建築物の全部について認定の申請をする場合

(住戸の部分以外の部分がない場合を除く。)においては、住戸の部分以外

の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の手
数料を加算した額」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア(ウ)を削り、
同号イ(リ)を次のように改める。

(リ) 一戸建の住宅

- a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費
性能に関する評価を行う場合
10, 100円
- b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネ
ルギー消費性能に関する評価を行う場合
19, 200円

第17条第45号の11イ(リ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、
「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「の a に定める額(建
築物の全部について認定の申請をする場合(住戸の部分以外の部分がない場
合を除く。))においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積
の合計に応じ次の b、c 又は d に定める額の手数料を加算した額」を「に
定める額の合算額」に改め、同号イ(リ)中 d を e とし、c を d とし、b を c
とし、同号イ(リ) a 中「部分」の次に「(誘導仕様基準以外の基準に適合す
るかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)」を
加え、同号イ(リ) a を同号イ(リ) b とし、同号イ(リ) b の前に次のように加
える。

- a 住戸の部分(誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエ
ネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

- (a) 住戸の数が 1 のもの
10, 100円
- (b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの
19, 000円
- (c) 住戸の数が 5 を超え 10 以内のもの
27, 700円
- (d) 住戸の数が 10 を超え 25 以内のもの
40, 200円
- (e) 住戸の数が 25 を超え 50 以内のもの
61, 300円
- (f) 住戸の数が 50 を超え 100 以内のもの
93, 900円
- (g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの
135, 200円
- (h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの
174, 200円
- (i) 住戸の数が 300 を超えるもの
197, 000円

第17条第45号の11イ(ウ)を削り、同条第45号の12ア(リ)中「一戸建以外の

住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のb又はcに定める額の手数料を加算した額（住戸の部分以外の部分がない場合においては、aに定める額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア(ウ)を削り、同号イ(ウ) a中「モデル住宅法」の次に「一戸建の住宅における」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)に改め、同号イ(4)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のa又はbに定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のc、d又はeに定める額の手数料を加算した額（住戸の部分以外の部分がない場合においては、a又はbに定める額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号イ(4) a中「フロア入力法」の次に「一戸建以外の住宅における」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同号イ(ウ)を削る。

(名古屋市区計画等における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 名古屋市区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市区例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条の6の見出し中「等を有する建築物」を「を有する建築物等」に改め、同条第1項第2号中「第52条第6項」を「第52条第6項第1号」に改め、「並びに」の次に「同項第2号に規定する」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第1項において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の4の6第1項各号に掲げる工事に限る。次条第1項において同じ。）を行う建築物で、当該工事によりその容積率が第4条の規定による限度を超えることが構造上やむを得ないもの

第8条の6第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、

同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のもの

でなければならない。

第8条の6の次に次の2条を加える。

(建築物のエネルギー消費性能の向上のために必要な外壁に関する工事等を

行う建築物の建蔽率の特例)

第8条の7 建築物のエネルギー消費性能の向上のために必要な外壁に関する

工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で、当

該工事によりその建蔽率が第5条の規定による限度を超えることが構造上

やむを得ないものであって、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がない

と認めて許可したものの建蔽率は、その許可の範囲内において、同条の規

定による限度を超えるものとしてすることができる。

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなけ

ればならない。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、

建築審査会の意見を聞かなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関

する工事等を行う建築物の高さの特例)

第8条の8 再生可能エネルギー源(太陽光、風力その他化石エネルギー

源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められ

るものをいう。)の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関する工

事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事(建築基準法施行規則

第10条の4の9第1項各号に掲げる工事に限る。)を行う建築物で、当該

工事によりその高さが第8条の規定による限度を超えることが構造上やむ

を得ないものであって、市長が市街地の環境を害するおそれがないと認め

て許可したものの高さは、その許可の範囲内において、同条の規定による

限度を超えるものとしてすることができる。

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなけ

ればならない。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中名古屋市の建築基準法施行条例第17条第45号の5、第45号の6及び第45号の10から第45号の12までの改正規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、建築基準法等の一部改正に伴い、手数料を定める等の必要があるによる。

(36) 法第86条第2項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特例の

(28) }
(35) }
(略)

各部分の高さの $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の

に関する制限の適用除外に係る $\frac{\text{許可の申請に対する審査}}$

(27) の3 法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

(26) の12 }
(27) の2 }
(略)

外に係る $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

に関する制限の適用除外に係る $\frac{\text{許可の申請に対する審査}}$

(26) の11 法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

(26) }
(26) の10 }
(略)

係る $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

高度利用地区における建築物の各部分の高さの $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

適用除外に係る $\frac{\text{許可の申請に対する審査}}$

(25) 法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの $\frac{\text{に関する制限の適用除外に係る}}{\text{許可申請手数料}}$ 160,000円

(22) }
(24) }
(略)

認定の申請に対する審査

既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料

建築物（法第86条第1項に規定する建築等という。第36号の建築物（既存建築物を除く

3において同じ。）をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合

78,000円

イ（略）

(36)の2（略）

(36)の3 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による特

例及び建築物の容積率又は各部分の高さの許可の申請に対する審査

既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例及び一定の一団

の土地の区域内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特

例許可申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合

238,000円

イ（略）

(37) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物

新築又は一敷地内認定建築物の増築等

の建築物の認定申請に対する審査

新築又は一敷地内認定建築物の増築
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築物

等
認定申請手数料

建築物（一敷地内認定建築物を除く
以外の建築物の新築又は一敷地内認定建

築物の増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合

78,000円

イ（略）

(37)の2 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建

築物又は一敷地内認定建築物の増築等

建築物の建築物及び公告認定対象区域内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの許可の申請に対する審

査

新築又は一敷地内認定建築物の増築
一敷地内認定建築物以外の建築物の増築
等
及び公告認定対象区域内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分
の高さの特例許可申請手数料

ア 建築物（一敷地内認定建築物を除く）
建築物の増築等をするものに限る。
である場合
イ（略）
(37)の3 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建
新築又は一敷地内許可建築物の増築等
建築物の増築
新築又は一敷地内許可建築物の増築
一敷地内許可建築物以外の建築物の増築

等
一許可申請手数料
イ 建築物（一敷地内許可建築物を除く）
建築物の増築等をするものに限る。
である場合
イ（略）
(38)の4
(45)の4
(略)

イ 建築物（一敷地内許可建築物を除く）
建築物の増築等をするものに限る。
である場合
イ（略）
(38)の4
(45)の4
(略)

イ（略）
(38)の4
(45)の4
(略)

(45)の5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53
条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審
査
低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 次に定める額（都市の低炭
素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合におい
ては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額）

ア 市長が告示する機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

(7) (略)

(4) その他の建築物 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 に定
一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 に定
める額の合算額

に定める額 (建築物の全部について認定の申請をする場合 (住戸の部分以外の部分がない場合を除く。)) においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の

手数料を加算した額)

a }
 b } (略)
 c }

(ウ) その他の建築物

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10,300円

b 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内

のもの 17,900円

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以

内のもの 29,100円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以

内のもの 87,300円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以

138,100円

内のもの

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの

174,400円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

218,000円

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に次で定める額

(7) 一戸建の住宅

37,100円

a 誘導仕様基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令)

平成28年経済産業省・国土交通省令第1号) 第10条第2号イ(2) 及び

びロ(2)に規定する基準をいう。以下この号、次号、第45号の10及

び第45号の11において同じ。)に適合するかどうかの判定によりエ

ネルギー消費性能に関する評価を行う場合

19,100円

b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネル

ギー消費性能に関する評価を行う場合

37,100円

(4) その他の建築物 認定の申請に係る住戸の数に次で定める額
a 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に次で定める額

に定める額 (建築物の全部について認定の申請をする場合 (住戸の部

分以外の部分がない場合を除く。)においては、住戸の部分以外の部

分について当該部分の床面積の合計に次で定める額 (住戸の部分以外

の面積に次で定める額 (住戸の部分以外を除く。)

a 住戸の部分 (誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネ

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法又は同令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号、次号及び第45号の8から第45号の13までにおいて同じ。）

$\frac{c}{b}$ (略) $\frac{d}{c}$ 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法）
(a) $\left\{ \begin{array}{l} (i) \\ \vdots \\ (j) \end{array} \right.$ (略)

$\frac{b}{a}$ 住戸の部分（誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 住戸の数が1のもの	19, 100円
(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの	35, 900円
(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの	51, 900円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	74, 600円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	112, 600円
(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの	170, 300円
(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの	242, 600円
(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの	313, 400円
(i) 住戸の数が300を超えるもの	356, 500円

エネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) }
(略) }
(g)

$\frac{d}{e}$ (略)

(v) その他の建築物

a モデル建築物によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 95,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 121,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 159,300円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの 257,900円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 336,800円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの 404,700円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 474,800円

b モデル建築物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価

を行う場合

- (a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 248,400円
- (b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 311,200円
- (c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 401,800円
- (d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 573,400円
- (e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 706,300円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 834,900円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 952,400円
- (45) の 6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定の申請に対する審査
- 低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定の申請に定める額
- 低炭素建築物新築等計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める額
- (都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合においては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額)
- ア 市長が告示する機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額
- (7) (略)
- (4) その他の建築物 次に掲げる部分に定 認定の申請に係る住戸の数 応じ次の a 一戸建以外の住宅

める額の合算額

に定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部

分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部

分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の

手数料を加算した額）

a
b
c
（略）

(ウ) その他の建築物

a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの

6, 200 円

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以内

のもの

10, 700 円

c 床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以

内のもの

17, 500 円

d 床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え 5, 000 平方メートル以

内のもの

52, 400 円

e 床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以

内のもの

82, 900 円

f 床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超え 25, 000 平方メートル以

内のもの

104, 700 円

g 床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの

130, 800 円

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関す

る評価の方法に次に応じ次に定める額

(γ) 一戸建の住宅

19,200円

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性

能に関する評価を行う場合

10,100円

b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー

ギー消費性能に関する評価を行う場合

19,200円

(4) その他の建築物 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分に定

に定

める額の合算額

に定める額 (建築物の全部について認定の申請をする場合 (住戸の部

分以外の部分がない場合を除く。) においては、住戸の部分以外の部

分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b、c 又は d に定める

額の手数料を加算した額)

a 住戸の部分 (誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネ

ルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) 住戸の数が 1 のもの

10,100円

(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの

19,000円

(c) 住戸の数が 5 を超え 10 以内のもの

27,700円

(d) 住戸の数が 10 を超え 25 以内のもの

40,200円

(e) 住戸の数が 25 を超え 50 以内のもの

61,300円

(f) 住戸の数が 50 を超え 100 以内のもの

93,900円

(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの

135,200円

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの 174,200円

(i) 住戸の数が300を超えるもの 197,000円

b 住戸の部分 (誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) { (略) (i) }

(b) { (略) (i) }

(c) { (略) (i) }

(d) { (略) (i) }

(ウ) その他の建築物

a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 48,600円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 62,300円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 82,600円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの 137,700円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 182,300円

b モデル建築物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価

を行う場合

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの

219,900円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

259,300円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの

157,400円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの

203,800円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの

295,500円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの

367,100円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの

435,000円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

498,200円

(45) の 7 }
{ (略)
(45) の 9

(45) の 10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の

鼻

額の手数料を加算した額)

(7) (別)

める額の合算額

分について当該部分の床面積の合計に並び次の b 又は c に定める額の

$$(4) \begin{cases} 0 \\ 1 \\ 2 \end{cases}$$

070

— 73 —

c 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以

内のもの 29,100円

d 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以

内のもの 87,300円

e 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以

内のもの 138,100円

f 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以

内のもの 174,400円

g 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 218,000円

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関する評価の方法に次で定める額

(7) 一戸建の住宅

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性 37,100円

能に関する評価を行う場合

b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー

ギー消費性能に関する評価を行う場合

(4) その他の建築物 次の掲げる部分に次で定める額

一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数に次で定める額の合算額

に定める額 (建築物の全部について認定の申請をする場合 (住戸の部

分以外の部分がない場合を除く。) においては、住戸の部分以外の部

分について当該部分の床面積の合計に次で定める額 (住戸の部分以外

額の手数料を加算した額)

a 住戸の部分 (誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネ

ルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) 住戸の数が1のもの

(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの

(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの

(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの

(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの

(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの

(i) 住戸の数が300を超えるもの

b 住戸の部分 (誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定

によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) { (略) (i)

{ (略) b c d e

(y) その他の建築物

a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 95,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 121,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 159,300円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの 257,900円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 336,800円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの 404,700円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 474,800円

b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価

を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 248,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 311,200円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 401,800円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの

573,400円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの

706,300円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの

834,900円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 952,400円

(45) の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の

規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定の申

請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料 次

に定める額 (建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される他の

建築物にあっては、前号に定める額) (当該計画の変更に係る建築物の数

が2以上である場合にあっては、当該建築物ごとに算定した額の合算額)

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において

準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合には、第1

号又は第2号に定める額の手数料を加算した額)

ア 市長が告示する機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関

する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建

築物その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が

告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

(イ) (略)

その他の建築物 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 に定

(イ) 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 に定

める額の合算額 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 に定

に定める額 (建築物の全部について認定の申請をする場合 (住戸の部

分以外の部分がない場合を除く。) においては、住戸の部分以外の部

分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の

手数料を加算した額)

a }
b } (略)
c }

(イ) その他の建築物

a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 6, 200 円

b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以内

のもの 10, 700 円

c 床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以

内のもの 17, 500 円

d 床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え 5, 000 平方メートル以

内のもの 52, 400 円

e 床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以

内のもの 82, 900 円

f 床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超え 25, 000 平方メートル以

内のもの 104, 700 円

g 床面積の合計が 25, 000 平方メートルを超えるもの 130, 800 円

イ その他の建築物 建築物の種類、規模及びエネルギー消費性能に関する

評価の方法に応じ次に定める額

(イ) 一戸建の住宅

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性 19, 200 円

能に関する評価を行う場合		10, 100円
b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合		19, 200円
(4)	その他の建築物	次に掲げる部分に定
	一戸建以外の住宅	認定の申請に係る住戸の数に 次に掲げる部分に定
める額の合算額		に定
に定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部 分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部 分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b、c 又は d に定める 額の手数料を加算した額）		a 住戸の部分（誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネ ルギー消費性能に関する評価を行う場合）
(a)	住戸の数が 1 のもの	10, 100円
(b)	住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	19, 000円
(c)	住戸の数が 5 を超え 10 以内のもの	27, 700円
(d)	住戸の数が 10 を超え 25 以内のもの	40, 200円
(e)	住戸の数が 25 を超え 50 以内のもの	61, 300円
(f)	住戸の数が 50 を超え 100 以内のもの	93, 900円
(g)	住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	135, 200円
(h)	住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	174, 200円
(i)	住戸の数が 300 を超えるもの	197, 000円

b 住戸の部分 (誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定)

によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) (略) (i) (略) c b (略) e d

(v) その他の建築物

a モデル建築物によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 48,600円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 62,300円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 82,600円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの 137,700円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 182,300円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの 219,900円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 259,300円

b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価

を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 125,200円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 157,400円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 203,800円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの 295,500円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 367,100円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの 435,000円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 498,200円

(45) の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の

規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料

ア 市長が告示する機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関

する法律第41条第2項の基準に適合していると認められた建築物その他

これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定

する建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

(7) (略)

(イ) その他の建築物 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 定に定
 一戸建以外の住宅 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 定に定
 める額の合算額

に定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計
 に応じ次の b 又は c に定める額の手数料を加算した額 (住戸の部分以

外の部分がない場合においては、a に定める額)

a }
 (略) }
 c }

(ロ) その他の建築物

a	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	10,300円
b	床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内	
のもの		17,900円
c	床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以	
内のもの		29,100円
d	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以	
内のもの		87,300円
e	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以	
内のもの		138,100円
f	床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以	
内のもの		174,400円
g	床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	218,000円

イ その他の建築物 建築物の種類、規模並びにエネルギー消費性能に関
 する評価の基準及び方法に並び次に定める額

(7) 一戸建の住宅

a モデル住宅法 (一戸建の住宅における建築物エネルギー消費性能

基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規

定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号に

おいて同じ。)又は仕様基準(同令第1条第1項第2号イ(3)及び

ロ(3)に規定する基準をいう。以下この号において同じ。)に適合

するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う

場合

19,100円

b (略)

(1) その他の建築物 認定の申請に係る住戸の数 次に掲げる部分 一戸建以外の住宅 認

める額の合算額

又はbに定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積

の合計に並び次のc、d又はeに定める額の手数料を加算した額(住

戸の部分以外の部分がない場合においては、a又はbに定める額)

a 住戸の部分(フロア入力法(一戸建以外の住宅における建築物エ

ネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)

(ii)及びロ(2)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法を

いう。以下この号において同じ。)又は仕様基準に適合するかどうか

かの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) (略) (i)

b (略) c e

(9) その他の建築物

a モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 95,000円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 121,000円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 159,300円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

以内のもの 257,900円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 336,800円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの 404,700円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 474,800円

b モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価

を行う場合

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 248,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの 311,200円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル

以内のもの 401,800円

通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定め
害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づく国土交
用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、高齢者、障
の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利
に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等
同項第2号に規定する

第91号)第2条第20号に規定する建築物特定施設(法第52条第6項
第1号

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律
(1) (略)

範囲内において、第4条の規定による限度を超えるものとすることができる。
防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、その許可の
第8条の6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が交通上、安全上、
第8条の6 次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が交通上、安全上、
等(機械室等を有する建築物の容積率の特例)

2 名古屋市区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(抜粋)

(45)の13 (略) (58)
(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 952,400円

以内のもの 834,900円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの 706,300円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 573,400円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル

る基準（平成18年国土交通省告示第1481号）に適合するもの

(3) 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関

する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー

消費性能をいう。次条第1項において同じ。）の向上のため必要な外壁

に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事（建築基準

法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の4の6第1項各号に掲げ

る工事に限る。次条第1項において同じ。）を行う建築物で、当該工事に

よりその容積率が第4条の規定による限度を超えることが構造上やむを得

ないもの

2 前項第3号の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のもので

なければならぬ。

$\frac{3}{2}$ 市長は、 $\frac{\text{第1項}}{\text{前項}}$ の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建

築審査会の意見を聞かなければならない。

（建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行

う建築物の建蔽率の特例）

第8条の7 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工

事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で、当該工

事によりその建蔽率が第5条の規定による限度を超えることが構造上やむを

得ないものであるとして、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて

許可したものの建蔽率は、その許可の範囲内において、同条の規定による限

度を超えるものとすることができる。

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなけれ

ばならない。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建

築審査会の意見を聞かなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関す

る工事等を行う建築物の高さの特例)

第8条の8 再生可能エネルギー源 (太陽光、風力その他非化石エネルギー源

のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるも

のをいう。)の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その

他の屋外に面する建築物の部分に関する工事 (建築基準法施行規則第10条の

4の9第1項各号に掲げる工事に限る。)を行う建築物で、当該工事により

その高さが第8条の規定による限度を超えることが構造上やむを得ないもの

であって、市長が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの

の高さは、その許可の範囲内において、同条の規定による限度を超えるもの

とすることができる。

2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなけれ

ばならない。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建

築審査会の意見を聞かなければならない。

参 照 条 文

建築基準法（昭和25年法律第201号）抜すい 新旧対照（改正後）
改正前

（容積率）

第52条（略）

2
5
5
5
（略）

6 第1項、第2項、次項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第2号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5、第68条の5の2、第68条の5の3第1項、第68条の5の4（第1号口を除く。）、第68条の5の5第1項第1号口、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる

次に掲げる建築物の

延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

(1) 政令で定める昇降機の昇降路の部分

(2) 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分

(3) 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分

（給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのもの

であつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で

定める基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、	
防火上及び衛生上支障がないと認めるもの	
第53条 (略)	7 5 15 (略)
	(建蔽率)
5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとしてすることができる。	2 5 4 (略)
	(建蔽率)
(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの	(1) 5 (略) (3)
	(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの
第55条 (略)	6 5 9 (略)
	(第1種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)
3 再生可能エネルギー源 (太陽光、風力その他化石エネルギー源のうち、	

エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。

第58条第2項において同じ。)の利用に資する設備の設置のため必要な屋根

に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物

で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定

行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許

可したものの高さは、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内におい

て、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

4
3
5
4
(略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第86条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を

形成している場合において、当該一団地(その内に第8項の規定により現に

公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含む

において建

ものに限る。以下この項、第6項及び第7項において同じ。)内に建築され

る

建築物、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び第86条の4において

「建築等」という。)をする

1又は2以上の構えを成す建築物(2以上の構

建築等をするもの

えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。以

について

下この項及び第3項において「1又は2以上の建築物」という。)のうち、

国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該1又は2以上の建築

認めるときは、

物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの

当該1又は2以上の建築物

に対する第23条、第43条、第52条第1項から第14

- 項まで、第53条第1項若しくは第2項、第54条第1項、第55条第2項、第56条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項、第56条の2第1項から第3項まで、第57条の2、第57条の3第1項から第4項まで、第59条第1項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項、第60条の2の2第1項、第60条の3第1項、第61条又は第68条の3第1項から第3項までの規定(次項から第4項までにおいて「特例対象規定」という。)の適用について
- は、当該一団地を当該1又は2以上の建築物の一の敷地とみなす。
- 2 一定の一団の土地の区域(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第6項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基
- 準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物の建築において建築物の建築が建築される
- 等をする
- 場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が
- ときは、
- その位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域
- 当該区域内における
- 各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。
- 3 (略)
- 4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域(その内に第8項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第6項及び次条第8項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び建築率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物の建築等をし、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建築率、容積率、各部分の高さその他の構造について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされている

ことにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該

おける
区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定（第59条の2第1

項を除く。）の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築

当該建築等をする

物の一の敷地とみなすとともに、建築される建築物の各部分の高さ又

は容積率を、その許可の範囲内において、第55条第1項の規定又は当該一定

の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第52条第1項から第9項

まで、第56条若しくは第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとす

ることができる。

5
5
10
(略)

(公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び
構造の認定等)

第86条の2 公告認定対象区域（前条第1項又は第2項の規定による認定に係

る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第1項又は第2項の

規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定

建築物」という。）以外の建築物を建築しよう

新築し、又は一敷地内認定建築物につい

て増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造

の変更を伴うものに限る。以下この項から第3項までにおいて「増築等」と

いう。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建

築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の

一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛

生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

2 一敷地内認定建築物以外の建築物を、面積が政令で定める規模以上である

公告認定対象区域内に建築しよう
おいて、一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、

名古屋市営住宅条例の一部改正について

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和 29 年名古屋市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 罰則（第 50 条—第 53 条）」を削る。

第 2 条中第 5 号から第 7 号までを削り、第 4 号の 2 を第 5 号とし、第 4 号の 3 を第 6 号とし、第 4 号の 4 を第 7 号とし、第 4 号の 5 を第 8 号とする。

第 5 条第 1 項第 7 号中「未納の家賃」を「かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に、「があるもの」

を「に係る債務者」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

第 16 条第 3 項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に改める。

第 47 条の 2 中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成 15

年法律第57号) 第2条第1項に規定する個人情報という。) 」を加える。

第48条の2を次のように改める。

第48条の2 削除

第48条の5を次のように改める。

第48条の5 削除

第6章を削る。

別表中

五	条	庄	西区那古野一丁目
---	---	---	----------

を

菊	元	庄	西区新道二丁目
五	条	庄	西区那古野一丁目

に改

める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。) から施行

する。ただし、次条の規定は公布の日から、別表の規定は規則で定める

日から施行する。

第2条 この条例の規定により新たに設置する市営住宅へ入居させるために必

要な手続その他の行為は、当該市営住宅に係る改正規定の施行前においても

行うことができる。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の名古屋市営住宅条例(以

下「旧条例」という。) 第48条の2第2項及び第48条の5第2項の規定によ

る業務に関して知り得た旧条例第2条第5号に規定する個人情報のみだりに

他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行前において管理代行業務（旧条例第2条第4号の3に規定する管理代行業務をいう。以下同じ。）に従事していた者
- (2) この条例の施行前において指定管理業務（旧条例第2条第4号の5に規定する指定管理業務をいう。以下同じ。）に従事していた者

2 前項第1号及び第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する個人情報データベース（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報を用いて、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 この条例の施行前において管理代行業務又は指定管理業務を行っていた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

5 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前において指定管理業務に従事していた者については、名古屋市長個人情報保護条例（令和4年名古屋市長令第56号）附則第2条第6項及び同条第7項の規定は、適用しない。

(理 由)

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、規

定を整理する等の必要があるによる。

新 旧 対 照 (改正案)
(現行)

名古屋市営住宅条例 (抜粋)

目次

第1章
第5章
(略)

第6章 罰則 (第50条—第53条)
附則

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)
(略)
(4)
(5)
(4)の2
(6)
(4)の3
(7)
(4)の4
(8)
(4)の5
(略)

(5) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年

月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの (他

の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることと

なるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に關する情報に含

まれる当該法人その他の団体の役員に關する情報を除く。

(6) 保有個人情報 管理代行業務若しくは指定管理業務に従事している者が

当該管理の業務上作成し、又は取得した個人情報であつて、文書、図画又

は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識す

ることができない方式で作られた記録をいう。)に記録され、当該管理の

業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該管理代行者等

又は指定管理者等が保有しているものをいう。

(7) 個人情報データベース等 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、

一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(入居者の資格)

第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者

でなければならない。

(1) }
(略) }
(6)

(7) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住

促進住宅(名古屋市長住促進住宅条例(平成6年名古屋市長例第46号。以

下「定住促進住宅条例」という。)第2条第1号に規定する定住促進住宅

かつ、市営住宅又は定

をいう。以下同じ。)に入居していた者であつて、未納の家賃

住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務
又は損

する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報という。）

当する事由の有無について、本市が保有する個人情報（個人情報の保護に関

る部分に限る。）第45条の2第2項及び第45条の6第1項第3号の2に該

る場合を含む。）第42条第1項から第3項まで（第5条第1項第6号に係

する場合を含む。）第34条第1項第4号の2（第43条の規定により準用す

定により準用する場合を含む。）第11条第2項（第43条の規定により準用

第5項の規定により準用する場合を含む。）第10条第2項（第43条の規

第47条の2 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項第6号（第42

（意見聴取）

4 } (略)
5 }

あるときは、納付した敷金の額からこれらの額を控除して還付する。

し、未納の家賃
賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金が

3 敷金は、入居者が公営住宅を明け渡す際に、当該入居者に還付する。ただ

2 (略)

第16条 (略)

(敷金)

3 } (略)
4 }

る者

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする

(5) } (略)
(1) }

者等」という。）は、同項第2号の条件を具備することを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「高齢

(8) (略)

に係る債務者
害賠償金があるものでないこと。

を愛知県警察本部長へ提供し、その意見を聴くことができる。

(管理代行者等が行う管理の基準)

削除

第48条の2 管理代行者等は、公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設を管

理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の保護のために

必要な措置を講じなければならない。

2 管理代行業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に

関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用し

てはならない。

3 市長は、管理代行者等に対し、当該個人情報の適正な取扱いを確保するた

め、当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができる。

4 市長は、当該個人情報が管理代行者等において、適正に取り扱われていな

いと認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を求めるものとする。

(指定管理者等が行う管理の基準)

削除

第48条の5 指定管理者等は、改良住宅等及び当該住宅に付随する共同施設を

管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の保護のため

に必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に

関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用し

てはならない。

3 市長は、指定管理者等に対し、当該個人情報の適正な取扱いを確保するた

め、当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができる。

4 市長は、当該個人情報指管理業者等において、適正に取り扱われている
いと認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を求めるものとする。

第6章 罰則

第50条 管理代行業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理
業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、

個人の秘密に属する事項が記録された個人情報データベース（その全部又
は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下
の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己
若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1
年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第52条 管理代行業務又は指定管理業務を行う法人（法人でない団体で代表者
又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者
若しくは管理人は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、そ
の法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を
罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第53条 指定管理業務に従事している者又は従事していた者については、名古屋

屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市長令第26号）第72条第1項及び第

73条の規定は、適用しない。

参 照 条 文

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）抜粋

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2
{
5
11
(略)

のは「駐車場の使用料」を削る。

第26条の2中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。)」を加える。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第32条から第35条までを削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定、同条第2項を削る改正規定及び同条第3項を第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする改正規定は、同年9月1日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の名古屋市長官邸住宅条例第12条の2第1項の規定は、一部施行日以後に入居の決定のあった者から徴収する敷金についての適用し、一部施行日前に入居の決定のあった者から徴収する敷金について

は、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行前において指定管理業務(名古屋市長官邸住宅条例第2条第2号の3に規定する指定管理業務をいう。以下同じ。)に従事していた者に係るこの条例による改正前の名古屋市長官邸住宅条例(以下「旧条例」という。)第29条第2項の規定による業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 前項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報データベース(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 第1項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 この条例の施行前において指定管理業務を行っていた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

5 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前において指定管理業務に従事していた者については、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市長令第56号）附則第2条第6項及び同条第7項の規定は、適用しない。

（理 由）

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、規定を整理する等の必要があるによる。

新 旧 対 照 改正案(現行)

名古屋市長官邸推進住宅条例 (抜粋)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) { (略) (2) }
- (2) { (略) (2) の 2 (4) (2) の 3 }

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年

月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの (他

の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと

なるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体に關する情報に含

まれる当該法人その他の団体の役員に關する情報を除く。

(4) 保有個人情報 指定管理業務に従事している者が当該管理の業務上作成

し、又は取得した個人情報であつて、文書、図画又は電磁的記録 (電子的

方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式

で作られた記録をいう。)に記録され、当該管理の業務に従事している者

が組織的に利用するものとして、当該指定管理者等が保有しているものを

いう。

(5) 個人情報データベース等 保有個人情報を含む情報の集合物であって、

一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(入居者の資格)

第5条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) }
(略) }
(4)

(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が定住促進住宅又は

市営住宅（名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市長令第25号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅をいう。以下同

じ。）に入居していた者であって、かつ、定住促進住宅又は市営住宅の賃

貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務に係る損害賠償金がある

債務者
もの
でないこと。

(6) (略)

第12条の2 市長は、規則で定めるところにより入居者から入居時における家賃の $\frac{1}{12}$ 分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収する。

2 第11条の規定は、前項に規定する敷金について準用する。

$\frac{2}{3}$ 敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡す際に、当該入居者に還付する。

貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務
ただし、未納の家賃又は損害賠償
金があるときは、納付した敷金の額からこれらの額を控除して還付する。

3
4
4
4
5
(略)

(駐車場の敷金)
第23条 (略)

第2項 第2項 第4項
第12条の2第3項から第5項までの規定は、前項に規定する駐車場の敷金
について準用する。この場合において、同条第2項中「入居者」とあるのは
「使用者」と、「定住促進住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とある

のは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

(意見聴取)

第26条の2 市長は、必要があると認めるときは、第5条第4号、第9条第2
項、第9条の2第2項、第20条第1項第4号の2、第21条第2項及び第25条
第1項第3号の2に該当する事由の有無について、本市が保有する個人情報
(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定

する個人情報という。)を愛知県警察本部長へ提供し、その意見を聴くこと
ができる。

(指定管理者等が行う管理の基準)

削除

第29条 指定管理者等は、定住促進住宅及び当該住宅に付随する共同施設を管

理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の保護のために

必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、当該管理の業務に
関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用し
てはならない。

3 市長は、指定管理者等に対し、当該個人情報の適正な取扱いを確保するた
め、当該取扱いについて報告を求め、調査をすることができる。

4 市長は、当該個人情報指定管理者等において、適正に取り扱われていな
いと認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正を求めるものとする。

(罰則)

第32条 指定管理業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由が
ないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報データベース(
その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第33条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己
若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1
年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 指定管理業務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定め

のあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又

は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前2条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第35条 指定管理業務に従事している者又は従事していた者については、名古

屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市長令第26号）第72条第1項及び第

73条の規定は、適用しない。

参 照 文

個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）抜粋

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの

2
5
11 } (略)

名古屋高速道路公社の基本財産の額の変更にについて

地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 5 条第 5 項の規定により、名古屋高速道路公社から下記事項について同意を求められたので、これに同意するものとする。

令和 5 年 2 月 17 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

名古屋高速道路公社定款中基本財産の額

変更前	3, 213 億 8, 300 万円	(名古屋市出資額	1, 606 億 9, 150 万円)
変更後	3, 232 億 4, 300 万円	(名古屋市出資額	1, 616 億 2, 150 万円)

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋高速道路公社の基本財産の額の増加を伴う定款変更に対し、設立団体として同意をするため議会の議決を経る必要があるに
よる。

(参考)

参 照 条 文

地方道路公社法（昭和45年法律第82号）抜すい

(定款)

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

(1) }
5 (略)
(7)

(8) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

(9) (略)

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 }
4 (略)

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正について

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市長令第39号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中第37号を第48号とし、第29号から第36号までを11号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の11号を加える。

(29) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号。以下「液化石油ガス法」という。）第 3条第 1項の規定による液化石油ガス販売事業に係る登録（以下「液化石油ガス販売事業に係る登録」という。）

(30) 液化石油ガス法第 3条の 2第 3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧（以下「液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧」という。）

(31) 液化石油ガス法第29条第 1項及び第32条第 1項の規定による保安機関の認定又は液化石油ガス法第33条第 1項の規定による保安機関の保安業務

に係る一般消費者等の数の増加の認可（以下「保安機関の認定又は保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可」という。）

(32) 液化石油ガス法第35条の6第1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定（以下「保安確保機器の設置及び管理の方法の認定」という。）

(33) 液化石油ガス法第36条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備

の設置の許可（以下「貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可」という。）

(34) 液化石油ガス法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可（以下「貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可」という。）

(35) 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査（以下「貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査」という。）

(36) 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定による充填設備による液化石油ガスの充填の許可（以下「充填設備による液化石油ガスの充填の許可」という。）

(37) 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の規定による充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可（以下「充填設備の変更の許可」という。）

(38) 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第37条の3第1項の規定による充填設備の完成検査（以下「充填設備の完成検査」という。）

(39) 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定による充填設備の保安検査（以下「充填設備の保安検査」という。）

別表高压ガスの製造施設又は第1種貯蔵所の完成検査の項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）を「液化石油ガス法」に改め、同表容器に充填する高压ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等の項の次に次のように加える。

液化石油ガス販売事業に係る登録	31,000円
液化石油ガス法第37条の6第1項の規定による充填設備の保安検査（以下「充填設備の保安検査」という。）	

油力が入り販売事業登録簿を閲覧に供する事務	登録簿を閲覧に供する事務			1通につき 630円
簿の閲覧又は交付の本				1回につき 460円
保安機関の認定	保安機関の認定	34,000円と 6,900円に新たに 行う保安業務区分の 数を乗じて得た額との合 計額	保安機関の認定の更新	14,000円と 6,900円に保 安業務区分の数を乗じて 得た額との合計額
保安機関の認定又は保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	20,000円と 6,900円に保 安業務区分の数を乗じて 得た額との合計額		
保安確認	申請を行う者が販売契約を締結している一 般消費者等の数が 1,000戸未満の場合			55,000円

機器の設置及び管理の方法の認定		貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可		貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可		貯蔵施設又は特定供給設備又は特定供給設備	
申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円	申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	98,000円	貯蔵施設又は特定供給設備の数の乗じて得た額	21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数の乗じて得た額	貯蔵施設又は特定供給設備の数の乗じて得た額	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧法第20条第1項又は第3項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、高圧法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を

(理 由)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

充塙設備の保安検査		額
27,000円に検査に係る充塙設備の数を乗じて得た額		
充塙設備の元完成検査	液化石油ガス法第37条の 4第 3項において準用する液化石油ガス法第37条の 2第 1項の許可に係る充塙設備	額
	27,000円に変更に係る充塙設備の数を乗じて得た額	
充塙設備	液化石油ガス法第37条の 4第 1項の許可に係る充塙設備	額
	36,000円に充塙設備の数を乗じて得た額	
充塙設備の変更の許可		額
17,000円に変更に係る充塙設備の数を乗じて得た額		
充塙設備による液化石油ガスの充塙の許可		額
28,000円に充塙設備の数を乗じて得た額		
液化石油ガス法第37条の 2第 1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備 (完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	額
		乗じて得た額との合計額

この案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を定める必要があるによる。

新 旧 対 照 改正案
(現行)

名古屋市消防関係事務手数料条例 (抜粋)

(手数料)

第 2 条 次に掲げる事項を申請し、届け出、又は受講しようとする者は、その区分に応じて、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) }
(28) }
(略)

(29) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年

法律第 149号。以下「液化石油ガス法」という。) 第 3条第 1項の規定に

よる液化石油ガス販売事業に係る登録 (以下「液化石油ガス販売事業に係

る登録」という。)

(30) 液化石油ガス法第 3条の 2第 3項の規定による液化石油ガス販売事業

者登録簿の謄本の交付又は閲覧 (以下「液化石油ガス販売事業者登録簿の

謄本の交付又は閲覧」という。)

(31) 液化石油ガス法第29条第 1項及び第32条第 1項の規定による保安機関

の認定又は液化石油ガス法第33条第 1項の規定による保安機関の保安業務

に係る一般消費者等の数の増加の認可 (以下「保安機関の認定又は保安業

務に係る一般消費者等の数の増加の認可」という。)

(32) 液化石油ガス法第35条の 6第 1項の規定による保安確保機器の設置及

び管理の方法の認定 (以下「保安確保機器の設置及び管理の方法の認定」

という。)

(33) 液化石油ガス法第36条第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備

の設置の許可 (以下「貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可」という。)

(34) 液化石油ガス法第37条の2第1項の規定による貯蔵施設の位置、構造

若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の

変更の許可 (以下「貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可」という。)

(35) 液化石油ガス法第37条の3第1項の規定による貯蔵施設又は特定供給

設備の完成検査 (以下「貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査」という。)

(36) 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定による充塡設備による液化石

油ガスの充塡の許可 (以下「充塡設備による液化石油ガスの充塡の許可」

という。)

(37) 液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第

37条の2第1項の規定による充塡設備の所在地、構造、設備又は装置の変

更の許可 (以下「充塡設備の変更の許可」という。)

(38) 液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する液化石油ガス法第

37条の3第1項の規定による充塡設備の完成検査 (以下「充塡設備の完成

検査」という。)

(39) 液化石油ガス法第37条の6第1項の規定による充塡設備の保安検査 (

以下「充塡設備の保安検査」という。)

(40)
(29)

(略) }
 (48)
 (37)

別表

区 分		(略)	
手数料の額		(略)	
高圧ガス製造施設又は貯蔵所の完成検査	高圧法第20条第1項の規定による高圧ガス製造のための施設		(略)
	高圧ガスの製造の許可の 項の左欄に掲げる者の区 分に応じ、それぞれ当該 手数料の額の4分の3の 額（高圧法第5条第1項 の許可に係る液化石油ガ スの製造のための施設で あって、<u>液化石油ガス法</u> <u>保安の確保及び取引の適</u> <u>正化に関する法律（昭和</u> <u>42年法律第149号。以下</u> <u>「液化石油ガス法」とい</u> <u>う。）</u>第37条の3第1項 の完成検査を受け、液化 石油ガス法第37条の技術 上の基準に適合している と認められたものの完成 検査にあっては、6,100 円）		

参 照 条 文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和
42年法律第 149号) 抜すい 新旧対照 (改正後
改正前)

(事業の登録)

第 3条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、2以上の都道府県の区域
内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣
の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする

場合に於ては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事 (一の指定都市

(地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の19第 1項に規定する指定都

市をいう。以下同じ。) の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おう

とする場合に於ては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長) の登

録を受けなければならない。

2 }
3 } (略)
4 }

(登録の実施)

第 3条の 2 (略)

2 (略)

3 何人も、経済産業大臣等 経済産業大臣又は都道府県知事 に対し、液化石油ガス販売事業者
登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(認定)

第29条 保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分
(以下「保安業務区分」という。) に従い、2以上の都道府県の区域に設置

される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について
の保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に
設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等につ
いての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府
県知事（一の指定都市の区域内に設置される販売所の事業として販売される
液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては、当
該販売所の所在地を管轄する指定都市の長）の認定を受けることができる。

2 }
3 (略)

(保安機関の認定の更新)

第32条 第29条第1項の認定は、5年以上10年以内において政令で定める期間
ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(一般消費者等の数の増加の認可等)

第33条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第29条第3項の
数の範囲を超えて増加しようとするときは、経済産業省令で定めるところに

より、その認定をした経済産業大臣等
の認可を受けなければならぬ。

2 }
3 (略)

(保安の確保の方法等の認定)

第35条の6 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結して

いる一般消費者等の保安を確保するための機器であつて経済産業省令で定め
るもの（以下「保安確保機器」という。）の設置及び管理の方法が経済産業

省令で定める基準に適合していることについて、その登録をした経済産業大

臣等

臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。

2 (略)

(貯蔵施設等の設置の許可)

2 }
3 } (略)

第37条の3 第36条第1項又は前条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更し、又は特定供給設備を設置し、若しくはその位置、構造、設備若しくは装置を変更したときは、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、その許可をした都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合した後に認められなければならない。ただし、当該貯蔵施設又は当該特定供給設備につき、協会又は高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の指定完成検査機関（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第37条の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

(完成検査)

2 }
3 } (略)

第37条の2 第36条第1項の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置を変更しようとするときは、その許可をした都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、貯蔵施設の撤去その他経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(変更の許可)

2 (略)
(1) }
(2) } (略)

第38条の3及び第38条の10において同じ。）の許可を受けなければならない。

る都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下この章、

又は特定供給設備ごとに、その貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄す

第36条 次の各号の1に該当する液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設

(充てん設備の許可)

第37条の4 供給設備に液化石油ガス(高圧ガス保安法第2条の高圧ガスであるものに限る。以下この項、次条第2項及び第4項、第98条第5号並びに第98条の2第1号において同じ。)を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備(以下「充てん設備」という。)ごとに、その経済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 (略)

3 第37条の2の規定は、第1項の許可を受けた者(以下「充てん事業者」という。)に準用する。この場合において、同条第1項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第37条の4第1項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同条第2項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第3項中「前条」とあるのは「第37条の4第2項」と、「第1項」とあるのは「第37条の4第3項において準用する第37条の2第1項」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第1項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、「第37条」とあるのは「第37条の4第2項」と読み替えるものとする。

(保安検査)

第37条の6 充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第35条第1項第1号の指定保安検査機関(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

4 }
(略)

名古屋市民健康保険条例の一部改正について

名古屋市民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市民健康保険条例(昭和36年名古屋市民健康保険条例第1号)の一部を次のように改正する。

第 9条第 1項中「408,000円」を「488,000円」に改め、同項ただし書中「42万円」を「50万円」に改める。

第15条の 2の 2第 3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第18条第 3項を削る。

第18条の 5第 4項を削り、同条の次に次の 1条を加える。

(保険料の端数処理)

第18条の 6 保険料の確定金額のうち基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額に10円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
2 第18条第 2項第 2号又は前条第 2項の規定により算定した各納期の納付額に 100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期の納付額に合算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 3 項を削る改正規定並びに第 18 条の 5 第 4 項を削る改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 4 項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の名古屋市民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 1 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後における出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。
 - 3 新条例第 15 条の 2 の 2 第 3 項の規定は、令和 5 年度分の保険料から適用し、令和 4 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
 - 4 新条例第 18 条、第 18 条の 5 及び第 18 条の 6 の規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- この案を提出したのは、出産育児一時金の額を引き上げる等の必要があるに
よる。

(理 由)

新 旧 対 照 (改正案) 現 行

名古屋市民健康保険条例 (抜粋)

(出産育児一時金)

第 9 条 被保険者が出産したときは、その者の属する世帯の世帯主に対し、出

産育児一時金として $\frac{488,000\text{円}}{408,000\text{円}}$ を支給する。ただし、当該出産が健康保険法

施行令 (大正15年勅令第 243号) 第36条ただし書に規定する出産であると認

められるときは、 $\frac{50\text{万円}}{42\text{万円}}$ を支給する。

2 (略)

(後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の 2 の 2 (略)

2 (略)

3 前 2項の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等とが

一の世帯に属する場合には、これらの後期高齢者支援金等賦課額の合算額)

は、 $\frac{22\text{万円}}{20\text{万円}}$ を超えることができない。

(普通徴収の方法等)

第18条 (略)

2 (略)

3 前項第 2号の規定により算出した各納期の納付額に 100円未満の端数があ

るときは、その端数金額は、すべて最初の納期の納付額に合算するものとし、

その額に10円未満の端数を生じたときは、切り捨てる。

(暫定賦課が行われている特別徴収対象被保険者に係る保険料の徴収の方法

等)

第18条の5 (略)

2 }
3 (略)

4 第18条第3項の規定は、第2項の規定により算定した各納期の納付額につ

いて準用する。

(保険料の端数処理)

第18条の6 保険料の確定金額のうち基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額

又は介護納付金賦課額に10円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

2 第18条第2項第2号又は前条第2項の規定により算定した各納期の納付額

に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期の納付

額に合算するものとする。

参 照 条 文

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第 362号）抜すい、新旧対
照（改正後）
照（改正前）

（市町村の保険料の賦課に関する基準）

第29条の 7 （略）

2 （略）

3 市町村による法第76条第 1項の保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等
賦課額についての法第81条に規定する政令で定める基準は、次のとおりとす
る。

(1) {
(略)
(7)

(8) 第 3号の後期高齢者支援金等賦課額は、 $\frac{22万円}{20万円}$ を超えない
ものであること。

4 {
5 (略)

附 則

（退職被保険者等所属市町村の保険料賦課基準の特例）

第 4条 （略）

2 （略）

3 退職被保険者等所属市町村による法第76条第 1項の保険料の賦課額のうち
退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額についての法第81条に規定
する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1)

(5) } (略)

(6) 第1号の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等
が同一の世帯に属する場合には、第1項の規定により読み替えられた第29
条の7第3項第3号の後期高齢者支援金等賦課額と第1号の後期高齢者支
援金等賦課額との合算額）は、 $\frac{22万円}{20万円}$ を超えることができないものである
こと。

名古屋市児童福祉施設条例の一部改正について

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河村 たくし

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

名古屋市野南保育園	名古屋市西区野南町68番地
名古屋市富田第三保育園	名古屋市中川区戸田明正一丁目405番地
名古屋市野南保育園	名古屋市西区野南町68番地

名古屋市野南保育園	名古屋市西区野南町68番地
-----------	---------------

(甲 丑)

令和5年4月1日から施行する。

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第2条第2項の改正規定は、

附 函

「臣」に改めし。

臣」を「主務大臣」に改め、同項第 3号7中「厚生労働大臣」を「内閣総理大

第2条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第1号ア中「厚生労働大

改訂版。

名古屋旭出保育園	名古屋市緑区旭出一丁目 517番地
----------	-------------------

名古屋緑区旭出一丁目 517番地	名古屋市旭出保育園	名古屋緑区旭出一丁目 517番地
名古屋市名東区牧の原一丁目 1303番地	名古屋市牧野原保育園	名古屋市名東区牧の原一丁目 1303番地

#	名古屋市荒輪井保育園 名古屋市中村区荒輪井町 1丁目 112番地
---	--

名古屋市中村区荒輪井町 1丁目	名古屋市中村区荒輪井町 1丁目 112番地	名古屋市中村区千代田橋二丁目 5番12号
-----------------	--------------------------	-------------------------

この案を提出したのは、名古屋市長富田第三保育園、名古屋市長千代田橋保育園及び名古屋市長牧野原保育園を廃止する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案) (現行)

名古屋市長福祉施設条例 (抜粋)

(使用料)

第 2 条 (略)

2 障害児入所施設を利用する者については、次の各号に掲げる額の使用料を徴収する。

(1) 短期入所 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5条 第 8項に規定する短期入所をいう。以下同じ。) を受ける者 (法第21条の 6の規定による措置に基づく短期入所の提供を受ける者を除く。)

ア 障害者総合支援法第29条第 3項第 1号に規定する 主務大臣 が定める基準により算定した費用の額

イ (略)

(2) (略)

(3) 障害児入所支援を受ける者 (法第27条第 1項第 3号及び第31条第 2項の規定による措置に基づき施設に入所する者を除く。)

ア 法第24条の 2第 2項第 1号に規定する 内閣総理大臣 が定める基準により算定した費用の額

イ (略)

(4) }
(5) } (略)

3 }
4 } (略)

参 照 文

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年

法律第 123号) 抜すい 新旧対照 (改正後
改正前)

(介護給付費又は訓練等給付費)

第29条 (略)

2 (略)

3 介護給付費又は訓練等給付費の額は、1月につき、第 1号に掲げる額から

第 2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービ

スの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用 (特定費用を除

く。) につき、主務大臣が定める基準により算定した費用の額 (その

額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用 (特定費用を除く。)

の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)

を合計した額

(2) (略)

4 }
5 } (略)
8 }

2 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 抜すい 新旧対照 (改正後
改正前)

第24条の 2 (第 1項 略)

障害児入所給付費の額は、1月につき、第 1号に掲げる額から第 2号に掲

げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた指定入所支援について、指定入所支援に通常要する費

用（入所特定費用を除く。）につき、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定入所支援に要した費用（入所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した費用の額）を合計した額

(2) (略)

名古屋市老人福祉施設条例の一部改正について

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 5年 2月17日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市老人福祉施設条例(昭和38年名古屋市長令第71号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(使用料等)」に改め、同条第1項中「使用料」の次に「及び手数料(以下「使用料等」という。)」を加え、同項第1号中「及び介護福祉施設サービス」を「又は介護福祉施設サービス」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特別養護老人ホームにおいて診療を受ける者

ア 使用料

診療料 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)による

イ 算定した額

イ 手数料

文書料 1通につき 3,500円以下で市長の定める額

第5条第2項中「前項第1号」の次に「及び第2号(イを除く。)」を加え、

「介護保険法」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法その他の法令等」に、「及び介護福祉施設サービス」を「次」に、「介護福祉施設サービス又は診療」に、「次の各号」を「次に」、「使用料」を「使用料等」に改め、同項ただし書中「第2号」を「第1号イ」に、「使用料」を「使用料等」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 短期入所生活介護又は介護福祉施設サービスを受ける者

ア 介護保険法の定めるところにより算定した額

イ 前項第1号イに規定する規則で定める額

(2) 診療を受ける者 健康保険法、国民健康保険法その他の法令等の定めるところにより算定した額

第5条第3項中「及び」の次に「第2号並びに」を加え、「使用料」を「使用料等」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に、「減額」を「減免」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、老人福祉施設の使用料等について必要な事項を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案) (現行)

名古屋市老人福祉施設条例 (抜粋)

(使用料等)

第 5 条 施設を利用する者は、次に掲げる額の使用料及び手数料 (以下「使用

料等」という。)を納めなければならない。

(1) 特別養護老人ホームにおいて短期入所生活介護又は介護福祉施設サ―ビ

スを受ける者

ア }
イ } (略)

(2) 特別養護老人ホームにおいて診療を受ける者

ア 使用料

診療料 診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号) によ

り算定した額

イ 手数料

文書料 1通につき 3,500円以下で市長の定める額

(3)
(2) (略)

2 前項第 1号 及び第 2号 (イを除く。)の規定にかかわらず、健康保険法 (

大正11年法律第70号)、国民健康保険法 (昭和33年法律第 192号)、介護保

除法その他の法令等により短期入所生活介護及び介護福祉施設サービス又は

診療を受ける者は、次の各号に掲げる額の使用料等を納めなければならない。

ただし、介護保険法第51条の3第1項及び第61条の3第1項に規定する特定

入所者は、第1号に掲げる額の使用料等を納めることを要しない。

(1) 短期入所生活介護又は介護福祉施設サービスを受ける者
介護保険法の定めるところにより算定した額

ア 介護保険法の定めるところにより算定した額

イ 前項第1号イに規定する規則で定める額

(2) 診療を受ける者 健康保険法、国民健康保険法その他の法令等の定める
前項第1号イに規定する規則で定める額

ところにより算定した額

3 第1項第1号及び第2号並びに前項の使用料等に関してこれらの規定によ
りその額を定めることができないときは、市長の定める額の使用料等を徴収
する。

(使用料等の減免)
の減額

第6条 市長は、必要があると認めるときは、前条に定める使用料等を減免す
ることができる。

()

()

